お知らせ

起業者国土交通大臣が行う一般国道六号改築工事（牛久土浦バイパス）について、令和八年二月二十四日付けで土地収用法の規定による手続開始の告示がありましたので、土地所有者及び関係人の皆様に、土地収用法第二十八条の二の規定により、次の事項についてお知らせします。

記

一　手続開始の告示があった土地（「起業地」といいます。）

イ　収用の部分
茨城県つくば市稲岡字屋敷台及び字迎山並びに新牧田字こあんの地内

ロ　使用の部分
なし

（注）右記イ、ロの土地を表示する図面は、つくば市役所建設部道路計画課でご覧ください。

二　土地価格の固定について
起業地については、手続開始の告示のあった日をもって土地価格が固定されることになります。

三　関係人の範囲の制限について
手続開始の告示があった日以降に、新たな権利を取得した方は、既存の権利を承継した方を除き関係人に含まれないことになります。

四　土地の形質変更及び損失補償の制限について
手続開始の告示があった日以降に、土地の形質を変更し、工作物を新築し又は増改築等をするときは、あらかじめ茨城県知事の承認を得なければ、これに関する損失の補償は受けられません。

五　土地所有者及び関係人が受けることができる補償について
土地所有者は土地に対する補償を、土地に関する所有権以外の権利に対する補償を、建物等の所有者、借家人等は移転に必要な補償をそれぞれ受けることができます。

六　裁決申請の請求について
裁決申請は起業者が行いますが、土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利を持っている関係人は、自分が権利を持っている土地について裁決の申請を早く行うよう起業者に対し請求することができます。

七　補償金の支払請求について
土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利を持っている関係人は、土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の支払請求は、裁決申請の請求とあわせてしなければなりません。ただし、既に起業者が裁決申請をし、又は他の土地所有者若しくは関係人が裁決申請の請求をしているときは、この限りではありません。

八　明渡裁決の申立てについて
明渡裁決の申立ては、土地所有者及び関係人が早期に移転を希望されるときなどは、直接茨城県収用委員会あてに申立てを行うことができます。

九　パンフレットの配布について
補償等に関する詳しい内容を記載したパンフレット「土地収用法に基づく手続開始が行われたことに伴うお知らせ」については、国土交通省関東地方整備局常総国道事務所及びつくば市役所建設部道路計画課においでくだされば配布いたします。

十　その他ご不明な点については、左記事務所に照会してください。
茨城県土浦市川口一丁目一番二十六号アーバンスクエア土浦ビル四階
国土交通省関東地方整備局常総国道事務所　電話　〇二九（八二六）二〇四〇